

春は退職・就職シーズン 国民健康保険・国民年金の届出は忘れずに

何かと忙しいこの季節。会社を退職される方、就職される方、引越して住所が変わる方など、慌ただしい日々が続きます。

「忙しいから」「面倒だから」といつてそのままにせず、届出が必要な場合（左表参照）は、14日以内に手続きをしてください。

保険の手続きが遅れると

◇加入の月までさかのぼって、税を納めることになります。

◇医療費が全額自己負担になったり、かかった医療費を返還してもらう場合もあります。

※職場の健康保険などに加入しても、国民健康保険の資格は自動的に喪失しません。必ず届出をしてください。

◇医療費が全額自己負担になったり、かかった医療費を返還してもらう場合もあります。

問い合わせ

国保年金課 ☎840651

届出が必要なとき		届出に必要なもの
これから加入する場合	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、世帯主と異動する方のマイナンバー確認書類、年金手帳
	職場の健康保険や厚生年金をやめたとき	資格喪失証明書（連絡票）、世帯主と異動する方のマイナンバー確認書類、年金手帳
	職場の健康保険や厚生年金の被扶養者からはずれたとき	世帯主と子どものマイナンバー確認書類
	子どもが生まれたとき	世帯主と子どものマイナンバー確認書類
すでに加入している場合	他の市区町村に転出するとき	保険証、世帯主と異動する方のマイナンバー確認書類
	職場の健康保険や厚生年金に入ったとき	国保と職場の保険証、世帯主と異動する方のマイナンバー確認書類、年金手帳
	職場の健康保険や厚生年金の被扶養者になったとき	国保と職場の保険証、世帯主と異動する方のマイナンバー確認書類、年金手帳
	国保や国民年金の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、死亡した方のマイナンバー確認書類、喪主の認印、喪主名義の通帳、年金手帳
	住所、氏名、世帯や世帯主が変わったとき	保険証、世帯主と異動する方のマイナンバー確認書類、年金手帳
	就学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書、世帯主と異動する方のマイナンバー確認書類
その他	保険証を失くしたとき（汚れたりして使えなくなったとき）	身分を証明するもの（運転免許証、個人番号カードなど）

半田市下水道事業経営戦略策定のため みなさんからのご意見（パブリックコメント）を募集します

半田市下水道事業経営戦略（案）

半田市下水道事業経営戦略は、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。

意見の提出（資料の閲覧）

期間・場所

◇提出（閲覧）期間
4月1日（水）～4月30日（木）

◇提出（閲覧）場所
市役所（1階意見募集コーナー、2階下水道課窓口）、雁宿ホール、市民交流センター、図書館・博物館、公民館（有脇、亀崎、乙川、上池、岩滑、板山、成岩、神戸）、乙川交流センターニコパル、市ホームページ

※新型コロナウイルスの影響で、閲覧場所が休館している場合でも、半田市役所または市ホームページでの閲覧は可能です。

※意見提出様式は、提出場所にあります。また、ホームページからもダウンロードできます。

◇郵便（当日消印有効）
〒475-8666（住所不要）
下水道課

◇FAX
〒475-8666（住所不要）
下水道課

◇Eメール gesui@city.handa.lg.jp

※提出いただいた意見等は、これに対する市の考え方とともに整理した上で公表することとしています。そのため、個々の意見等に直接回答はいたしません。

※賛否の結論だけを示したものや計画と直接関係がないもの、住所や氏名の記入のないものについては受付できません。

問い合わせ

下水道課 ☎840675



▲半田市下水道事業経営戦略（案）のパブリックコメント

意見の提出方法

意見を所定の様式に記入のうえ、提出（閲覧）場所に設置した投函箱へ直接提出、市ホームページへの直接入力または郵便・FAX・Eメールで提出してください。